

川口市選管告示第15号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の3第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の2第1項規定により、本市における在外選挙人名簿を編製する投票区を、次のとおり定める。

川口市の指定在外選挙投票区指定告示（令和4年川口市選管告示第39号）は、廃止とする。

令和6年5月10日

川口市選挙管理委員会
委員長 板橋 智之

公職選挙法第30条の3第2項及び同法施行令第23条の2第1項の規定により、本市における在外選挙人名簿を編成する投票区

当該指定在外選挙投票区に係る区域	指定在外選挙投票区
公職選挙法別表第1に規定する埼玉県第2区の選挙区に属する区域	第1投票区
公職選挙法別表第1に規定する埼玉県第3区の選挙区に属する区域	第60投票区